

仲田パートナーズ会計週刊FAX通信

発行所：税理士法人 仲田パートナーズ会計
〒223-0053 横浜市港北区綱島西 1-17-22
TEL 045-542-3566 FAX 045-542-3516
E-mail: daihyou@nakada-partners.or.jp
URL: http://www.nakada-partners.or.jp

発行日2020年 8月 3日(月)

★ ☆ 休刊のお知らせ ☆ ★

次週8月11日(火)号は、休刊とさせていただきます。
新型コロナの感染対策とともに、熱中症など健康にご留意ください。

今週のコよみ ご自分の予定を確認して下さい

8/ 3(月) 先勝
4(火) 友引
5(水) 先負
6(木) 仏滅 広島平和記念日
7(金) 大安 立秋
8(土) 赤口
9(日) 先勝 長崎原爆の日

先週の株と為替

	日経平均株価	円(対米ドル)
7/27(月)	22,716 ▼36	105.56 △1.35
28(火)	22,657 ▼59	105.62 ▼0.06
29(水)	22,397 ▼260	104.81 △0.81
30(木)	22,339 ▼58	105.06 ▼0.25
31(金)	21,710 ▼629	104.44 △0.62

「配偶者短期居住権」と「配偶者居住権」

改正民法(相続法)により、本年4月に「配偶者短期居住権」と「配偶者居住権」が新設されました。

◆最低6カ月の居住を保障する短期居住権

配偶者短期居住権は、配偶者が相続開始時に被相続人が所有する建物に居住していた場合に、被相続人の意思などに関係なく相続開始時から発生し、原則として遺産分割が決まるまでの間(最低でも6カ月間)、その建物が無償で使用できる権利です。

また、配偶者が相続放棄した場合や、遺言により配偶者以外の第三者が建物の所有権を取得した場合でも、所有権の取得者から短期居住権の消滅の申入れを受けた日から6カ月間は無償で建物に住み続けることができます。

◆原則、終身まで居住できる配偶者居住権

一方、配偶者居住権は、被相続人が所有する建物に居住していた配偶者が終身又は一定期間、その建物が無償で使用できる権利で、遺産分割協議や、被相続人の遺言などによって取得できます(被相続人と配偶者以外の者が共有していた建物は対象外)。

これは、相続財産である自宅の権利を居住権と所有権に分けて、配偶者が「配偶者居住権」を、配偶者以外の相続人が「居住権が設定された所有権」を取得できるようにしたものです。

配偶者居住権を取得した場合、その財産的価値相当額を相続したものと扱われ、譲渡したり、所有者に無断で第三者に賃貸することはできないなどの制約がありますが、配偶者が自宅の所有権を取得する場合より低い評価額で居住権を確保できます。

なお、配偶者が亡くなった場合、配偶者居住権は消滅するため、相続税の課税は生じません。

■この記事の詳細は、情報BOX201529

3カ月の売上要件による家賃給付金の申請

申請の受付がスタートした「家賃支援給付金」は、本年5月～12月までの売上について、①いずれか1カ月が前年同月比50%以上減少、又は②連続する3カ月の合計が前年同期比30%以上減少していることが要件となっています。

②の要件における対象期間(連続する3カ月)は、「本年5月～7月」から選択できる期間が始まります。それに伴い、5月～7月を対象期間として要件を満たす事業者の申請は、今月中旬(現時点では8月14日)から開始される予定です。

申請を行う方は、売上や賃貸借契約に関する書類などの必要書類を準備し、申請にあたっての注意点等を確認しておきましょう。

厚生年金における標準報酬月額の上限引上げ

これまで、厚生年金保険における標準報酬月額の最高等級は第31級(62万円)でしたが、本年9月から上限が引上げられ、新たに第32級(65万円)が追加されます。

第32級の保険料は11万8950円(労使折半で5万9475円)となり、第31級から5490円(同2745円)の増額となります。

なお、新等級に該当する被保険者の方がいる対象の事業主に対して、年金機構から「標準報酬改定通知書」が9月下旬以降に送付されます。

詳細請求手順

情報BOX番号が付いている記事の詳細情報は下記の手順で取り出すことができます。【無料】
①03-3940-6000へTEL(プッシュ回線)。
②記事下のBOX番号を入力し#。
③取り出し先のFAX番号を入力し#。
※アナウンスのガイドに添って入力して下さい。

令和2年4月に施行された「配偶者居住権」と「配偶者短期居住権」の概要

◆配偶者居住権の概要

配偶者居住権は、配偶者が相続開始時に被相続人が所有する建物に住んでいた場合に、終身又は一定期間、その建物を無償で使用及び収益ができる権利で、建物についての権利を居住権との所有権に分け、遺産分割の際などに、配偶者が「配偶者居住権」を取得し、配偶者以外の相続人が「配偶者居住権付きの所有権」を取得することができるようにしたものです。

配偶者居住権を取得した場合、その財産的価値相当額を相続したものと扱われますが、建物の所有権を取得するよりも低い価額で居住権を確保することができるため、法定相続分どおりに遺産分割する場合などに、預貯金等のその他の遺産を多く取得することができます。

◎配偶者居住権の成立要件

- (1) 配偶者が被相続人の財産に属した建物に相続開始の時に居住していたこと。
- (2) 遺産の分割（遺産の分割協議のほか、調停又は審判を含む）によって配偶者居住権を取得するものとされた場合、配偶者居住権が遺贈の目的とされた場合のいずれかに該当すること。
- (3) 被相続人が相続開始時において居住建物を配偶者以外の者と共有していないこと。

◎配偶者居住権の及ぶ範囲

配偶者居住権は、配偶者がその居住建物の全部について無償で使用及び収益をする権利であるため、効力は居建物全部に及ぶこととなります。

また、配偶者居住権は、その設定の登記を備えた場合に対抗要件を具備するとされており、権利関係をめぐるトラブルを避けるためには、登記手続をする必要があります。ただし、配偶者居住権の設定の登記は、配偶者居住権の成立要件ではありません。

◎配偶者居住権の存続期間

配偶者居住権の存続期間は、原則として配偶者の終身の間ですが、遺産の分割の協議や遺言などで別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

◎配偶者による使用及び収益

配偶者は、従前の用法に従い、善良な管理者の注意をもって、居建物の使用及び収益をしなければなりません。また、配偶者居住権は譲渡することはできませんが、居建物の所有者の承諾を得た場合は、第三者に居建物の使用又は収益をさせること（第三者への賃貸）ができます。

◎居建物の費用の負担

配偶者は、居建物の通常に必要な費（修繕費など）を負担する必要があります。建物の固定資産税は、所有者が納税義務者とされているため、所有者が納税しなければなりません。その分を配偶者に対して請求することができます。

◎配偶者が死亡した場合

配偶者が死亡した場合は、配偶者居住権が消滅することとなります。この場合、所有者は居建物の使用収益ができることとなりますが、相続税の課税関係は生じません。なお、配偶者居住権の存続期間が有期で設定され、その期間が満了した場合も同様に贈与税の課税関係は生じません。

◆配偶者短期居住権の概要

配偶者短期居住権は、被相続人の配偶者が相続開始時に被相続人が所有する建物に居住していた場合に、遺産の分割がされるまでの一定期間、その建物に無償で住み続けることができる権利で、被相続人の意思などに関係なく相続開始時から発生します。

◎配偶者短期居住権の及ぶ範囲

配偶者短期居住権は、配偶者が無償で使用していた部分についてのみ効力が及びます。

◎配偶者短期居住権の存続期間

配偶者短期居住権の存続期間は、遺産分割によりその建物の帰属が確定するまでの間又は相続開始時から6ヵ月を経過する日のいずれか遅い日までとなります。また、遺贈などにより配偶者以外の第三者が居建物の所有権を取得した場合や、配偶者が相続放棄をした場合などは、居建物の取得者からの配偶者短期居住権の消滅の申入れの日から6ヵ月を経過する日までです。

◎配偶者による使用

配偶者は、従前の用法に従い、善良な管理者の注意をもって、居建物の使用をしなければなりません。また、居建物の取得者の承諾を得た場合は、第三者に使用をさせることができます。

◎居建物の費用の負担

配偶者居住権と同様です。